



平成29年度受験用(28年度予算対応)

「財政学」レジュメ (ベータ版)

STEP 1

財政学では何が出題されるのか？

財政学総論

(ミクロ・マクロ経済学と重複している部分は簡単に説明)

財政学の学習のポイント

公務員試験において、財政学は短期集中と要領をつかむことによって、飛躍的に得点科目になる。

また、経済学との関連事項も多く含まれ、経済学を選択する方にとっては非常に優位な科目になる。財政法との関わり合いも強く暗記が必要な部分も多い。

全体構造

財政学は、3つの分野から出題される。

財政の三大機能

財政の持つ3つの機能として ①資源配分の調整機能 ②所得の再配分機能

③景気の調整機能が挙げられる。以下、そのおのおのについて解説する。

① 資源配分の調整機能

<公共財の供給>

資源配分は基本的には市場経済の役割である。しかし、市場経済では十分に供給できない(外交・防衛などの「公共財」)、もしくは市場経済では非効率にしか供給できない(医療、教育などの「準公共財」)財・サービスは存在する。このような財については、政府が財政活動の一環として供給する必要が生ずる。

<外部効果>

また、財の供給が社会的に害をもたらす財については(公害などの「外部不経済」)、その財の供給に関して政府が課税・補助金政策をする必要がある。

<費用逓減産業>

加えて、独占的供給の方が効率的ではあるものの、そうすることによって市場で必要とされる量が供給されなくなる財(ガス・電力などの「費用逓減産業」の場合)については、政府がその供給を補助する必要がある。

② 所得の再配分機能

所得分配は市場経済を通して行われる。しかし、その配分は仮に効率的であったとしても、必ずしも公平であるとは限らない。生じうる所得分配の不公平性を是正するために、政府は財政的手法を用いて所得の再配分を行っている。具体的には i 垂直的再配分 ii 水平的再配分 iii 異時点間再配分 iv 世代間再配分 といった手法である。

垂直的再配分とは、高所得者から低所得者への所得移転を指す。具体的に言えば、所得税・相続税における累進税率の適用がその例である。

水平的再配分とは、同じ所得層内での所得の再配分を指す。具体的に言えば、健康な人から病人への所得移転となる医療保険がその例である。

異時点間再配分とは、同じ人(同じ世代)についての異なる時点の間での所得

※計算問題はほとんど経済学と同じ問題になるが総合職、一般職は応用力が必要な問題も出題される。

B

POINT CHECK

ミクロ経済学との重複部分

◆市場の失敗

- (1) 公共財
- (2) 外部効果
- (3) 費用逓減産業
- (4) その他、一部不完全競争市場

POINT CHECK

所得再配分機能では、所得税や年金、所得格差などの考え方やジニ係数の計算問題が出題される。

移転を指す。具体的に言えば、現役時代に積み立てた金額の中から老後の年金が支払われる、積立方式の年金がその例である。

世代間再分配とは、異なる世代同士での所得移転を指す。具体的に言えば、現在の老人世代の年金の財源を現在の若い世代に依存する、賦課方式の年金がその例である。

累進所得税や社会保障制度などによって所得の再配分を行っている。更に政府は、相続税や贈与税などによって富の再配分も行っている。

③ 景気の調整機能

財政の景気調整機能とは、財政政策によって有効需要を調整し、景気循環を平準化させることによって、景気の安定・経済の安定的な成長を図る機能のことである。そのような財政政策には

i. 自動安定化装置(ビルト・イン・スタビライザー)

ii. 裁量的財政政策

の2種類がある。

自動安定化装置とは、予算及び税制の中に組み込まれ、自動的に景気安定化の働きをなすメカニズムのことである。この例としては、所得税や法人税における累進税率（好況期には税を多く徴収し、不況期には税を少なく徴収することを可能にする）や失業保険制度（不況期に支出が増えることで景気の更なる悪化を防ぐ）が挙げられる。

裁量的財政政策とは、不況期には公共投資の増加などの景気刺激策を採り、好況期には増税などの景気抑制策を採ることで有効需要を調節し、完全雇用の実現・経済の安定成長を図る政策のことである。

POINT CHECK

マクロ経済学との重複部分

◆マクロ・モデル
マクロ経済学でも扱った乗数を用いるマクロ・モデルの計算は財政学では頻出である。特に乗数を使った比較対照問題が出題される傾向が強い。

◆裁量的財政政策
(1) IS-LM 分析
(2) AD-AS 分析
(3) 開放マクロモデル

1 財政に関する理論

(1) スミスの「夜警国家」論

国家の機能は国防、司法、警察などの限定した**安価な国家**を目指すべきであり、自由な経済活動を阻害するべきではない。

(2) ミルの社会政策的な配慮

国家による財政活動に**所得再分配機能**（所得の公平化）を軸に考えた。

(3) ワグナーの経費膨張論

国家の発展とともに国家活動は膨張し経費も膨張する。

(4) ケインズのフィスカルポリシー

政府が総需要を管理し、公共投資などのフィスカル・ポリシー（裁量的な財政政策）による有効需要を創出し完全雇用を達成させる。

(5) マスグレイブの財政学(財政の3機能)

マスグレイブはフィスカル・ポリシーのみならず、①効率的資源配分、②公平な所得分配、③経済の安定・成長という3つの目標に追求として「財政学」を体系化させた。

B

STEP 2

市場に政府が介入する理由は？ 資源配分の調整機能

(ミクロ経済学と重複しているので簡単に説明)

学習のポイント

ミクロ経済学の課題は効率的資源配分の達成だが、基本的には、アダム・スミスが提唱したように、市場は自由放任主義にしたがって、個々の経済主体が私利を追求できるような環境が最も望ましい。(消費者は効用最大化行動、生産者は利潤最大化行動)

しかし、市場の効率性には限界があり、市場の失敗が発生すると競争市場であっても効率的な資源配分が達成できない。

このような場合には政府が市場に介入する必要がある。

1 市場の失敗

完全競争市場であるにもかかわらず、効率的な資源配分が達成されない場合、または競争市場での供給が出来ない場合を「市場の失敗」という。

市場の失敗には以下の例がある。

- (1) 公共財 (競争市場での供給ができない。)
- (2) 外部効果 (競争市場であるにもかかわらず、厚生に損失が発生する。)
- (3) 費用逡減産業 (競争市場で供給すると、厚生に損失を発生させる。)
- (4) 独占企業の存在 (これは、市場の失敗の例ではないが、完全競争市場との比較対照の意味で出題される。)

2 公共財

公共財の定義

公共財とは**非排除性**と**非競合性**を同時に持つ財をいう。

<1>非排除性とは、財やサービスの消費から料金を支払わない人を排除できない、または著しく困難であること。費用を回収できないことから、私企業が営利ベースで供給することができない。

<2>非競合性とは、一般に共同消費性ともいい、複数の人が財やサービスを同時に一定量消費できること。

消費における競合性とは、ある人の消費によって、他の人の消費が減少することをいう。私的財においては、このような競合性が存在する。しかし、街路や堤防のもたらすサービスについては、このようなことはなく、利用者を増加させるのに必要な社会的限界費用はゼロなのである。

したがって、このような財については、人々の消費量は個人によって差がなく、すべて等しい。

A

POINT CHECK

公務員試験において、公共財の問題は、頻出中の頻出であり、どこを聞かれても答えられるようにしておこう。

AA

POINT CHECK

純粋公共財

公共財の中で、非排除性と非競合性が同時に、かつ完全に満たされた財である。警察や国防などがその例である。

POINT CHECK

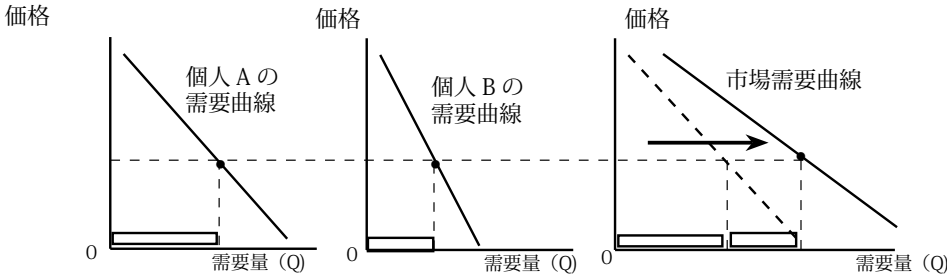
準公共財

公共財の中で、非競合性のみが満たされている財であり、プールや劇場など民間財も含まれる。

3 公共財の最適供給量

私的財の場合の需要曲線

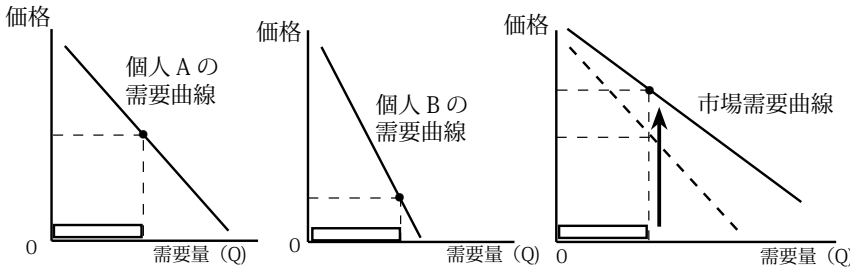
各個人の需要曲線を下記のように横に足しあわせたものが社会全体の需要曲線になり、社会全体の供給曲線との交点で均衡価格 p^* が決定される。



A

公共財の場合の需要曲線

各個人の需要曲線を上記のように縦に足しあわせたものが社会全体の需要曲線になり、社会全体の供給曲線との交点で最適供給量が決定される。



公共財の需要曲線は縦に足し合わされるために、私的財と比較すると過小に生産されていることが分かる。したがって、競争市場では供給されず、政府によって供給されることになる。

POINT CHECK

限界便益曲線

公共財の場合、市場需要曲線を導出した場合、私的財の場合のようにはならず「疑似の需要曲線」になる。この需要曲線は限界便益曲線という名称がある。(本試験では、「需要曲線」という名称でも出題される。)

4 リンダール均衡

公共財では、最適資源配分の議論できないが、リンダール均衡の議論では、応益原則にしたがって公共財に対して分担率を定め、家計ごとに異なる公共価格を定めることによって、各個人にとって最も望ましい供給量が決定されると考えられる。この議論には問題が多数存在する。

(1) 事務手続きがたいへん困難になること。分担率が公共財への選好を指標に負担をすることによってたとえ低所得者でも高い選好を示せば高い分担率となること。

(2) 公共財の選好を低く表明し、偽りの表明が先行されるという「ナッシュ均衡」が成立し、結局、公共財の供給量が過小になってしまう。

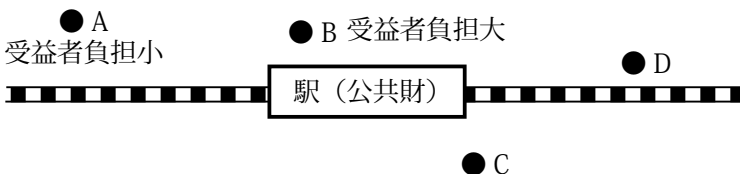
(3) **フリーライダー** (ただ乗りする人) を許容している。といった内容である。

B

POINT CHECK

応益原則

受ける利益(受益)に応じて料金を徴収する手法



5 外部性

(1)外部性

ある経済主体の活動が、他の経済主体の活動に「無償」で有利な効果や不利な効果を与えることを外部効果という。

1つの事案として、住宅街に新しく電車が開通したときに、地域の商店街が活気付き売上げを伸ばした場合、それは「外部経済」が機能したという。

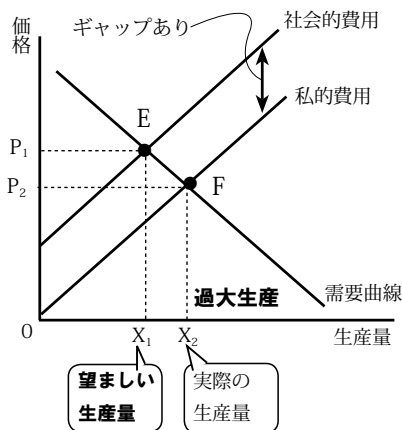
他方、電車が開通したことによって、騒音問題や交通の発達による大気汚染など公害がおこった場合、それは「外部不経済」が機能したという。

(2)外部不経済

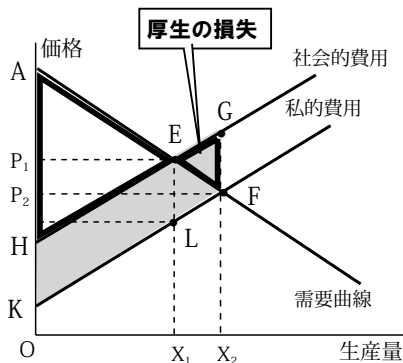
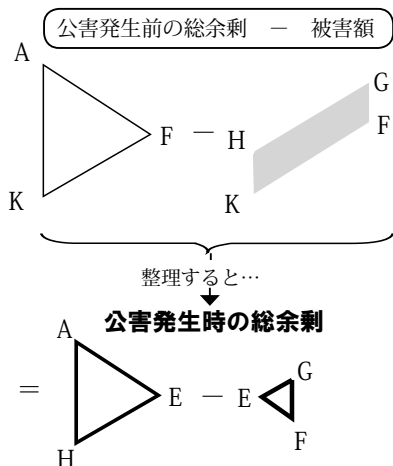
外部不経済が発生した場合、公害を発生させている企業は公害を除去する費用を含めない価格で販売する (P_2)。これは企業の費用は私的費用と呼ばれる。

しかし、社会全体では公害除去費用が必要なため、私的費用に除去費用を上乗せした社会的費用にしたがった P_1 の価格が望ましいことになる。

実際の経済では、私的費用にしたがって過大な生産が行われる。



(3)外部不経済発生時の余剰分析



この厚生の損失は、ピグー課税によって私的費用を社会的費用まで押し上げることによって消すことができる（外部不経済の内部化）。

6 コースの定理

コースの定理とは、政府の市場介入に頼らずとも民間経済のみで外部不経済を解決することを説明している。

公害が発生した場合、公害発生企業に対して住民が生産量削減のための補償金を支払う場合と公害発生企業が生産量拡大のために住民に対し、賠償金を支払うという2つの手法を用いて最適な市場を達成させるプロセスである。

A

POINT CHECK

外部経済

外部経済の具体的例として、学校、病院、ボランティアなどがある。

POINT CHECK

ピグー的課税政策

外部不経済が発生した場合、ピグー的課税政策によって厚生の損失を解消させる。

B

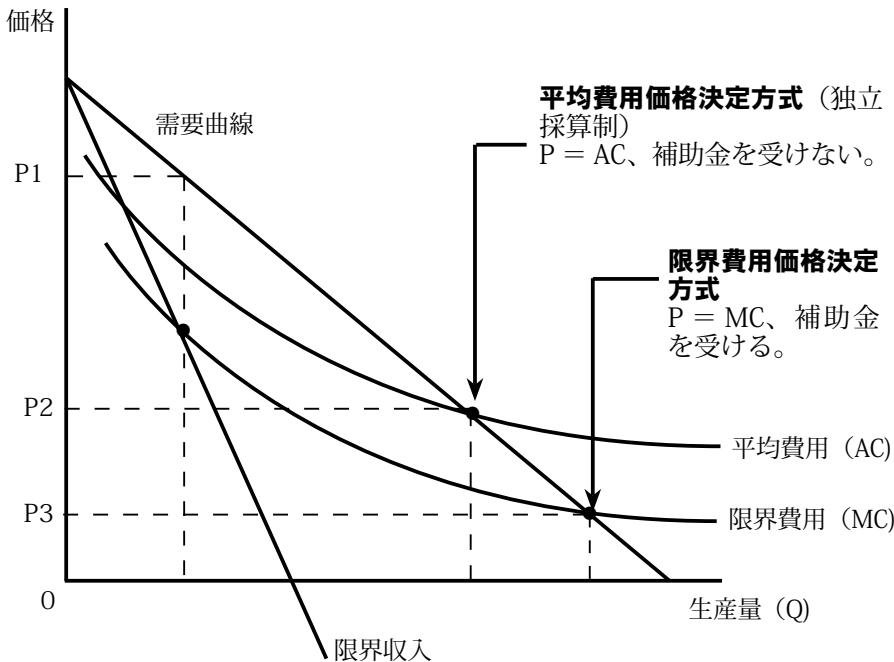
7 費用逡減産業

B

費用逡減産業は、技術的に大規模な生産を必要とする産業で、特に社会生活上、十分な供給量が必要とされるが、固定費用が総費用の大きな割合を占める産業である。また、資源配分上、一企業が大量に生産する方が好ましい産業で、公益事業となり、運輸・電力などが挙げられる。

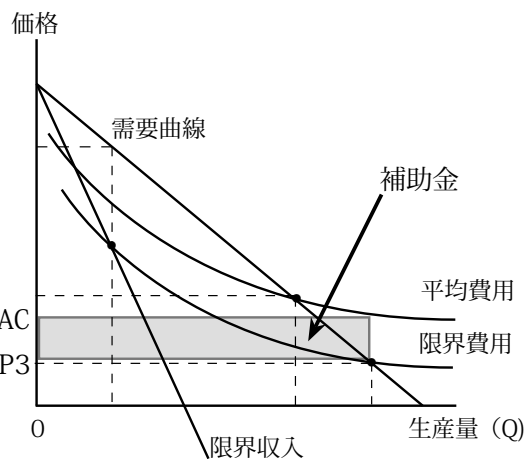
この産業が私企業に独占されるなら、価格は P_1 となり、供給の不足と厚生上の損失が生じる。

また完全競争で供給されるのならば、価格は P_3 となり負の利潤が発生するので、供給は行われない。そこで、価格の設定として、平均費用価格決定方式と限界費用価格決定方式があげられる。



限界費用価格決定方式は、限界費用と価格を一致させるもので、この方法によると、企業は採算が合わず、赤字を出してしまうことになる ($P_3 < AC$ により価格 < 平均費用)。

そこで、政府による補助金政策 (図の網掛け部分) と差別価格を設定することによりこの赤字分を補い十分な供給量を確保することができ、効率的な資源配分を実現することが可能となる。



POINT CHECK

限界費用価格形成

資源配分上、最も望ましい価格水準である。

しかし、その水準では損失しか計上されないため、どの企業も供給を行わない。

したがって、政府が介入し補助金などの政策を行う公益企業によって運営される。

STEP 3

公平な所得分配をめざす。

所得再分配機能

(マクロ経済学と重複している部分は簡単に説明)

学習のポイント

ビルトイン・スタビライザー(自動安定化装置)の機能を持つ所得税の累進課税制度や社会保障制度の必要性を考察し、本試験で頻出論点である「**所得税率(限界税率)**(t)」を含めたマクロ・モデルの計算ができるようになることが目標である。

その他、社会保障なども絡めた細かい知識も出題される傾向がある。

現代の高齢化社会において重要な意味をもつ**社会保障**は社会保険(年金保険と医療保険)と社会福祉(老人福祉と身体障害者福祉)であるが、それ以前(20世紀中まで)は失業保険と生活扶助が大きな役割を負っていた。大量の労働者が職を失う不況期には失業保険給付と生活扶助給付が行われ、資本主義経済の欠点をいくらか補う役割を果たした。

これらの財政制度は所得税制度と合わせて、マクロ経済上の効果として景気の過熱を抑制し、また不景気の深刻化を緩和する働きがあるのでビルトイン・スタビライザー(景気の自動安定化装置)と呼ばれている。

1 所得税率と乗数

所得税率(限界税率： t)が入った場合、国民所得はどのように決定するか。

$$Y = C + I + G$$

$$C = C_0 + cY_d$$

$$Y_d = Y - T$$

$$T = tY \quad \text{を留意する。}$$

整理すると、

$$Y = C_0 + c(Y - tY) + I + G \quad \dots \text{カッコをはずします。}$$

$$Y = C_0 + cY - ctY + I + G \quad \dots Y \text{でくくる。}$$

$$(1 - c + ct)Y = C_0 + I + G \quad \dots Y \text{ = の式に直す}$$

$$Y = \frac{1}{1 - c + ct} (C_0 + I + G) \quad \dots \text{所得税率が入った場合の国民所得の決定式}$$

← 一般職頻出

A

マクロ経済学

政府支出(財政)乗数

所得税率がない場合

$$\frac{1}{1 - c}$$

所得税率がある場合

$$\frac{1}{1 - c + ct}$$

租税乗数

所得税率がない場合

$$- \frac{c}{1 - c}$$

所得税率がある場合

$$- \frac{c}{1 - c + ct}$$

2 マスグレイブ＝ミラーの指標

マスグレイブ＝ミラーの指標 (α) とは、有効需要の拡大が租税によってどのくらい抑制されるかを示したものである。

$$\alpha = 1 - \frac{\text{限界税率を考慮した乗数}}{\text{限界税率を考慮しない乗数}} = 1 - \frac{\frac{1}{1-c+ct}}{\frac{1}{1-c}} = 1 - \frac{1-c}{1-c+ct}$$

C

例題－1

国民所得が消費、投資、政府支出からなる経済において、マクロ経済モデルが次式で示されています。このとき、税金が所得の変化に依存する場合における所得の変動が、税金が所得の変化に対して独立な場合における所得の変動に対し、乗数効果がビルトイン・スタビライザーの働きにより減殺される割合として、正しいものはどれですか。

$$Y = C + I + G$$

$$C = 20 + 0.8(Y - T)$$

$$T = 30 + 0.25Y$$

1. 20% 2. 30% 3. 40% 4. 50%

Y：国民所得 G：政府支出
C：消費 T：租税
I：投資

(東京都I類 改題)

マスグレイブ＝ミラーの指標を用います。

$$\Delta Y = 1 - \frac{\text{税金が所得に依存する場合の乗数}}{\text{税金が所得に独立な場合の乗数}}$$

$$\Delta Y = 1 - \frac{\frac{1}{1-c(1-t)}}{\frac{1}{1-c}} \quad \text{ここで、} c = 0.8, t = 0.25 \text{ を代入します。}$$

$$\Delta Y = 1 - \frac{\frac{1}{1-0.8(1-0.25)}}{\frac{1}{1-0.8}} = 1 - \frac{2.5}{5} = \frac{1}{2}$$

ビルトイン・スタビライザーとして所得税 (t) の働きによって、乗数効果が50%減殺させます。したがって、4が正解です。

例題 - 2

ある国のマクロ経済において、

$$Y = C + I + G$$

$$C = 0.8Y$$

$$I = 60 - r$$

$$G = 20$$

$$\frac{M}{P} = Y - 2r$$

$$M = 330$$

$$P = 1$$

C：消費 I：投資 Y：国民所得

G：政府支出 r：利子率

M：マネーサプライ

P：物価水準

政府が政府支出を増加して 34 にしたとき、クラウディング・アウトされる民間投資はいくらになりますか。（完全雇用国民所得の水準は無視します。）

1. 5 2. 10 3. 15 4. 20

(地方上級 改題)

政府支出を 20 のときの利子率

財市場

$$Y = C + I + G \quad \dots \textcircled{1}$$

$$C = 0.8Y \quad \dots \textcircled{2}$$

$$I = 60 - r \quad \dots \textcircled{3}$$

$$G = 20 \quad \dots \textcircled{4}$$

①に②～③を①に代入し、整理します。

IS 曲線

$$Y = 0.8Y + 60 - r + 20$$

$$0.2Y = 80 - r \quad (\text{IS 曲線})$$

貨幣市場

$$\frac{M}{P} = Y - 2r \quad \dots \textcircled{5}$$

$$M = 330 \quad \dots \textcircled{6}$$

$$P = 1 \quad \dots \textcircled{7}$$

⑤に⑥～⑦を代入し、整理します。

LM 曲線

$$330 = Y - 2r$$

$$Y = 2r + 330 \quad (\text{LM 曲線})$$

連立方程式

$$\begin{cases} 0.2Y = 80 - r & (\text{IS 曲線}) \\ Y = 2r + 330 & (\text{LM 曲線}) \end{cases}$$

r を求めるために Y を消去します。

$$\begin{cases} 5r = -Y + 400 & (\text{IS 曲線}) \\ 2r = Y - 330 & (\text{LM 曲線}) \end{cases}$$

$$7r = 70$$

$$r = 10$$

投資関数
に代入

投資関数

$$I = 60 - r$$

$$I = 60 - 10$$

$$I = 50$$

政府支出を 34 にしたときの利子率

財市場

$$Y = C + I + G \quad \dots \textcircled{1}$$

$$C = 0.8Y \quad \dots \textcircled{2}$$

$$I = 60 - r \quad \dots \textcircled{3}$$

$$G = 34 \quad \dots \textcircled{4}$$

IS 曲線

$$Y = 0.8Y + 60 - r + 34$$

$$0.2Y = 94 - r$$

貨幣市場

$$\frac{M}{P} = Y - 2r \quad \dots \textcircled{5}$$

$$M = 330 \quad \dots \textcircled{6}$$

$$P = 1 \quad \dots \textcircled{7}$$

LM 曲線

$$Y = 2r + 330 \quad (\text{LM 曲線})$$

連立方程式

$$\begin{cases} 0.2Y = 94 - r & (\text{IS 曲線}) \\ Y = 2r + 330 & (\text{LM 曲線}) \end{cases}$$

r を求めるために Y を消去します。

$$\begin{cases} 5r = -Y + 470 & (\text{IS 曲線}) \\ 2r = Y - 330 & (\text{LM 曲線}) \end{cases}$$

$$7r = 140$$

$$r = 20$$

投資関数
に代入

投資関数

$$I = 60 - r$$

$$I = 60 - 20$$

$$I = 40$$

民間投資が政府支出の増加にともなうクラウディング・アウトによって 10 小さくなっていることがわかります。したがって、2 が正解になります。

3 経済安定化機能とケインズ批判

景気変動によってインフレや失業といった問題が発生する。そこで政府は経済を安定化させるために①自動安定化装置（ビルトイン・スタビライザー）と②裁量的財政政策（フィスカル・ポリシー）を発動し、安定化を図る。しかし、こうしたケインズ政策には以下のような批判もある。

(1) マネタリスト(フリードマン)の自然失業率仮説

短期的には、労働者は貨幣錯覚をもとに労働供給をするので失業政策にはなるが、長期的には期待インフレ率を修正することによって失業率は**自然失業率の水準**へ収束してしまう。そのため、裁量的財政政策に関し、短期的には有効だが長期的には無効になると主張した。

(2) フリードマンによる裁量的政策におけるタイムラグの存在の指摘

財政政策を実施するにあたって、予算の編成や公聴会、国会での審議などに時間を要するために必要なときに発動できず、まったくタイミングを逸脱して実施されてしまう可能性がある。具体的には、**認知のラグ**（経済状況が悪化していることを認識）、**決定のラグ**（景気対策の決定までにかかるラグ）のほか、**外部的なラグ**（効果が波及するまでのラグ）なども考えられ、失敗する可能性がある。

(3) サプライサイド経済学

労働や資本などの生産力の基盤がインフレや税制によって阻害されている場合、民間の活性化を図ることが一番であり、**減税などの実施**によって供給サイドの強化を実施するべきだという主張。

(4) 政治経済学派(公共選択学派)

ケインズ的な財政政策主導では財政の赤字が蔓延し政府の膨張によって長期的なインフレが社会にもたらされる。これはハーヴェイロードの仮定によって合理的な決定システムとは言えなかったり、公債発行による資金調達が可能だという財政錯覚に陥りやすいことがあげられる。

そのため、ブキャナン＝ワグナーは**均衡予算の復活**と財政赤字が生じるような場合にはそれを修正できるように**法律・制度**をつくるべきだと主張した。

(5) リアルビジネスサイクル理論

そもそも短期的な経済変動は労働供給や技術進歩率の変化によるもので、政府介入の景気対策は必要なく、民間主導の経済が望ましいと主張。

(6) フィスカル・ドラッグ(財政障害)

自動安定化装置（ビルトイン・スタビライザー）は、景気の過熱や落ち込みをタイムリーに抑え、景気の安定化を図るのに有用だが、**長期的な視点**から見ると、成長企業が増税によってそのタイムリーな発展が阻害されてしまっている可能性がある。つまり、好況時では過度の税収超過が結果として長期的な経済成長にマイナスに機能してしまっているという考え。

STEP
4

自由主義か政府が介入すべきか？

租税原則

学習のポイント

アダム・スミスの主張は、自由主義が根底にあり、租税原則に関しても政府の肥大を度外視した（小さな政府）ものとなっている。そのため利益説にしたがった原則になる。

一方、**ワグナー**の義務説は政府の積極介入（大きな政府）が基本にある。そのため、応能原則にしたがった租税のシステムを主張する。

1 租税原則

租税原則とは、政府が課税に当たって依拠しなければならない原則である。その中心をなすのは租税の負担配分の原則である。後の資本主義経済の発展に応じて他の様々な原則が追加された。A. スミスの**租税4原則**からA. ワグナーの**租税9原則**への変化は、その事情を物語っている。

資本主義経済のシステムに最低限必要な租税原則についてまとめたのがA. スミスの租税4原則であり、それが租税原則の原形である。この4原則は、さらに大きく括ると租税の負担配分基準と税務行政基準に分けることが出来る。

後に19世紀から20世紀初頭にかけて市場経済の矛盾が顕在化し、**国家の社会的政策的役割が重要になってきた**。このような状況の変化に対応して、新たな課税基準を設けたのがA. ワグナーである。ワグナーの租税基準は9つの基準に分けることが出来る。それをさらに大きく括ると4つの大基準に分けることが出来る。租税の負担配分基準・税務行政基準の他に新たに加わった大基準は、**税収確保を重視するための国庫基準と国民経済の発展への調和を求める経済基準**である。これらは市場経済に対する国家のより積極的な介入に対応して作られた。

1 A. スミスの財政論

『国富論』（The Wealth of Nations, 1776）第4編であらわされ、自由主義経済学とともに19世紀イギリス資本主義の世界市場的拡大に貢献した。その後、国家政策からは一旦排除されて納税者が納税額を渋るときの大義名分としてのみ命脈を保っていたが、今日では新自由主義経済思想の復活とともに新たな形で蘇っている。

i) 「安価な政府」(夜警国家思想)

国家の活動は必要最低限（司法、国防、公共事業）に留められるのが望ましいという考えにもとづく。

ii) 租税4原則

公平……所得に応じて税金を払うべきとする。

明確……租税の支払時期、支払方法、金額、用途が明白でなければならない。

便宜……租税は国民にとって最も都合の良い時期、方法で徴収されるべきものとする。

徴税費最小……租税を徴収するために掛ける費用は最小であるべきとした。

A

※スミスの考え方は、「自由主義」「利益説」とも説明され、**応益原則**が背景にある。

2 A. ワグナーの財政論

19世紀後半のドイツ・ビスマルク帝国で採用され、20世紀に入ってどの国も行政国家化して肥大化するとともに主要先進国ではどの国でも採用されるようになった。

i) 国家社会主義…福祉国家的政策 (財産所得分配機能を有する国家)

ii) 租税9原則

- | | |
|---------------|--------------------------|
| (I) 財政政策上の原則 | 1. 収入の充分なるべきこと (十分性の原則) |
| | 2. 収入の可動的なること (可動性) |
| (II) 国民経済上の原則 | 3. 税源の選択を誤らないこと |
| | 4. 租税の選択を誤らないこと |
| (III) 公正の原則 | 5. 負担の普遍性 (例外は認めない) |
| | 6. 負担の公平性 (平等に負担: 累進課税) |
| (IV) 税務行政上の原則 | 7. 課税基準の明確なるべきこと |
| | 8. 納税者の便宜を図ること |
| | 9. 徴税費を少なくすること (費用最小の原則) |

A

※ワグナーの考え方は、「納税の義務説」と言われ、**応能原則**が背景にあることから累進課税などが導出される。

※**国民経済上の原則**の背景には、租税が国民経済の発展を阻害しないことがあげられる。

2 経費に関する論点

経費膨張の法則

財政経費は、歴史的に見て経済発展とともに、絶対額としても相対額としても(対GDP)、国家活動の拡充のため増大する傾向がある。

1 ピーコック = ワイズマンの転位効果

イギリスの政府支出の長期的すう勢(1890-1955年)に関する経費膨張のプロセスの説明 ⇒戦争によって経費が膨張すると、**戦争が終わっても経費水準は元の水準に戻ることなく高水準が維持されるというプロセスが繰り返される。(経費膨張の原則: ワグナー)**

2 R. A. マスグレイブによる整理(ミクロとマクロを同時に援用: マスグレイブの租税原則)

i) 公共財の性質の説明

非競合性(共同消費)、非排除性(排除不可能性)

ii) 財政の機能(公共部門の3つの機能)

資源配分、所得再分配、経済安定化

⇒社会的欲求、価値欲求などの概念によって財政を理論化

租税と財政政策の関係、市場経済の介入を最小にすべき。

iii) 租税の公平・中立・簡素

この三原則は、実現に近づけば近づくほど望ましいものとされるのであるが、実際には相互に対立しあう面もある。

3 ブキャナンによる批判

i) 公共選択学派: 財政における意思決定を重要視し、代議制民主主義のもとでは、**政治家は有権者の支持を得るために予算獲得を目指すという政治過程の役割**を重視した。

C

POINT CHECK

ケインズ派の財政論

裁量的財政政策(フィiscal・ポリシー)不況時の拡張的財政政策の有効性を主張

← 政府の失敗

政府の介入が必ずしも有効に作用するということはなく、タイムラグなどを引き起こし失敗する可能性もある。

STEP
5公債の負担は将来に転嫁するか？
公債負担論争

学習のポイント

バブル崩壊後のわが国の財政は非常に逼迫状態にある。経常的な経費を国債の発行によりカバーしているのが現実である。そこで、国債のようないわゆる借金
の負担が将来の世代に転嫁されてしまうかどうかを検討しなければならない。

1 公債の負担をめぐる議論

アダム・スミス

公債の発行は、課税の同じ効果を持つことによって、将来の世代に負担を転嫁しないと主張する。

リカード

公債と租税では、経済効果に差異はないと主張する（リカードの等価定理）。

これは、公債の償還が発行時と同じ世代で行われる場合、将来の増税に備えて消費を減らし、貯蓄が増大するものと考えられ、現時点での増税とまったく同じ効果であると考えられる。

バロー

公債発行は、増税と同じで将来への負担の転嫁にはならない。政府の公債発行政策に対して、現在世代の人々はその経済効果を合理的に期待形成し、将来の償還時点における増税を見込んで貯蓄を増加させる（資産を残す）ので、現在の総需要拡大効果は相殺され、負担が将来世代に転嫁されることはない。

（もともと古典派経済学の巨匠である D・リカードが 1820 年発表の論文の中で、将来の公債償還のための増税額は現在価値に直せば現在の増税と同じことであるという等価定理を述べていたので、これをバローが 1970 年代に発掘紹介敷衍し、リカード＝バローの中立命題と呼ばれる。）

転嫁する立場

ラーナー

公債発行は、将来世代への負担の転嫁にはならない。⇒公債発行によって、民間が保有する資源の一部が民間から政府に移転するが、一国全体としての資源の量は不変である。将来の償還時において増税がなされても、納税者の税金が政府を経由して公債保有者の手に渡るだけ（所得移転）なので、一国全体としての資源の量は変わらず、将来世代への負担の転嫁は生じない（内国債の場合）。

* 国外で発行される外国債の場合には、公債の発行は将来への負担の転嫁となる

AA

←財政学では、頻出中の頻出問題。キーワードで覚えよう。

合格者アドバイス

←リカードとバローの相違点はよく出る。

ブキャナン

公債発行は、将来世代への負担の転嫁となる。公債発行は、発行時点においては、現在世代が**自発的に公債**を購入する限り効用は低下せず、資産の減少という負担は生じない。しかし、将来の償還時点においては、償還財源分だけ**税が強制的に徴収されることになり**将来の納税者の負担が増大する。つまり、将来世代への負担の転嫁が生じる。

ボーエン＝デービス＝コップ

公債発行は、将来世代への負担の転嫁となる。公債が発行されると、**現在世代**は保有している公債を将来世代に売ることによって、現在世代の消費量を一定に保つことができる。しかし、将来時点において公債の償還が増税によって賄われると、公債を保有していない**将来世代の消費量**は可処分所得の減少によって低下する。すなわち、公債発行の将来世代への負担の転嫁となる。

モディリアーニ

完全雇用時の公債発行は、将来への負担の転嫁となる。公債が、完全雇用の状態の下で発行されることによって、民間の投資が抑制（＝クラウディングアウト）され、したがって資本蓄積が抑制されるため、将来の生産力の低下を招く。このため、公債発行は将来への負担の転嫁となる。

（* **ただし不完全雇用状態の場合にはその限りではなく、公債発行は妥当と考える。**）

[通説－日本政府の立場]

STEP 6

日本政府の財布はどうなっているの？ 財政のしくみ

学習のポイント

予算原則や予算制度には出題にムラがあり、社会科学の知識と常識でおおよそ解答できる場合も多い。しかし、この分野における頻出分野はやはり日本の財政事情である。数値などは出やすいものはまる覚えの覚悟で挑もう。

1 財政制度

財政制度

財政運営のための制度は、予算の編成・議決・執行・決算を軸として形成されている。

(1) **予算原則**は、以下の五つに集約されている。

- ① **事前議決の原則** (予算執行以前にあらかじめ国会の議決を受けること、憲法 83 条、**例外は暫定予算**)
- ② **総計予算の原則** (政府の歳入と歳出は全額予算に計上すること、財政法 14 条)
- ③ **公開報告義務** (内閣が少なくとも毎年 1 回、政府の財政事情を国会および国民に報告すること。憲法 91 条)
- ④ **単年度主義** (予算は会計年度ごとに作成する、憲法 86 条。**例外は継続費、**財政法 14 条の 2 と **国庫債務負担行為、歳出の繰越し**)
- ⑤ **会計年度独立の原則** (ある会計年度の歳出は当該会計年度の歳入で賄わなければならない、財政法 12 条。**例外は繰越明許費、**財政法 14 条の 3。年度途中で補正予算が組まれることも多い。)

(2) **予算制度** - 予算は**会計年度** (4/1 ~ 3/31) ごとに作成して国会に提出し、議決を受ける。

★**一般会計予算** (社会保障、教育、防衛、公共事業など)

予算 = 一般会計予算 + 特別会計予算 + 政府関係機関予算

※会計年度開始時期は、ドイツ、フランスが 1 月から、日本と英国が 4 月、アメリカは 10 月である。

C

【試験】定義と例外がシャッフルして出されます。

予算は一般会計と特別会計でダブルカウントされているものがあり、総額でみる**総計**とダブルカウントしないでみる**純計**があります。

B

暗記数値

28 年度
一般会計予算
96 兆 7218 億円
うち基礎的財政収支対象経費
73 兆 1097 億円
※ 0.2% 増

(国債費の一般会計に占める割合は 24.4%、また発行額は 34 兆 4320 億円で**公債依存度は 35.6%**) ちなみに 27 年度の公債依存度は **38.3%**

平成 28 年度 予算(一般会計)

(単位
億円)

| 歳入 | 27 年度 予算 (当初) | 28 年度 予算 | 歳出 | 27 年度 予算 (当初) | 28 年度 予算 |
|----|--|---|----|---|--|
| | 税収 その他の収入 公債金 内訳: 4 国債 特別国債 | 545,250 49,450 368,630 60,030 308,600 | | 576,040 49,858 344,320 ※ 6 年連続減 60,500 282,820 | 国債費 基礎的財政収支対象経費 うち社会保障関係費 うち地方交付税交付金等 |
| | 963,420 | 967,218 | | 963,420 | 967,218 |

※**収率率は 5.6% 増で歳入の 59.5% を占める。23 年度以降 6 年度連続で増加。**

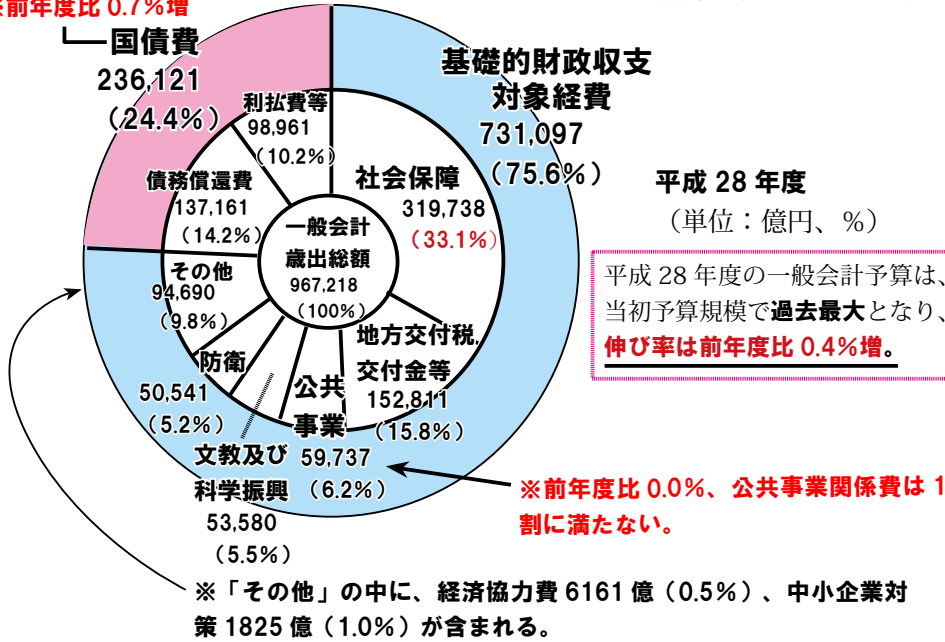
※歳入では「公債金」、歳出では「国債費」を用います。

★ 一般会計予算における歳出

政府が一般会計において、何にどれだけのお金を使っているかを表します。

おおよその数字を覚えましょう。

※前年度比 0.7%増



平成 28 年度の一般会計予算は、当初予算規模で過去最大となり、伸び率は前年度比 0.4%増。

基礎的財政収支 (プライマリー・バランス) は、▲ 10.8 兆円。

内訳：(公債金を除く歳入) 622,898 - (基礎的財政収支対象経費) 731,097 = - 108,199(億円)

☆平成 27 年度復興特別会計予算

東日本大震災復興特別会計に復興事業経費として 3 兆 2,469 億円(16.9%減)、復興庁に所管する予算として 2 兆 4055 億円を計上した。

★特別会計予算

財政法上、国が特定の事業を行う際に、その財源として、特定の歳入をもって特定の歳出にあて、一般会計とは異なる経理を行っている。これを特別会計といい、平成 27 年度には森林保険特別会計を廃止したので、特別会計の数は 14 である。特別会計は一般会計に比べ透明性が低いことから無駄な支出が起きやすいことが指摘され、2008 年には 21 あったが、減少していった。

具体的には、以下の財務省のページにアクセスしてください。

https://www.mof.go.jp/budget/topics/special_account/

★政府関係機関予算

政府関係機関とは、特別の法律によって設立された法人で、その資本金が全額政府出資であり、予算について国会の議決を必要とする機関を意味し、以下の 4 機関がこれに該当する。企業の経営で能率を上げることが一般会計と切り離す目的となっている。

- 構成) 沖縄振興開発金融公庫
- 株式会社 日本政策金融公庫
- 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門
- 株式会社 国際協力銀行

A

POINT CHECK

基礎的財政収支対象経費の多い順。

- 1位 社会保障関係費
- (2位 国債費)
- 2位 地方交付税交付金等
- 3位 公共事業関係費
- 4位 文教および科学振興関係費

※基礎的財政収支対象経費から国債費と税法交付税交付金を除いたものが政策的経費であり、一般歳出と呼ばれる。

※国債費が膨張することで柔軟な政策を行うための経費が十分に確保できなくなることを財政の硬直化と言います。

POINT CHECK

- 3つの予算の間に相互に財源繰り入れあり。
- すべて国会の審議・議決を経ることを要する。
- 予算規模が最大なのは特別会計。

C

平成 28 年度予算編成

以下の重要課題に対応するために予算を編成した。

- ①一億総活躍社会の実現
- ②子育て支援や介護サービスの充実
- ③地方創生の本格的展開
- ④国土強靱化推進
- ⑤外交予算の充実

平成 28 年度予算編成の内訳

社会保障関係費予算 (一般会計歳出における伸び率 0.4%増)

一億総活躍社会の実現に向けて、新たな第一の矢(希望を生み出す強い経済: GDP600兆円)に続き、**新たな第二の矢(夢をつむぐ子育て支援)**、**第三の矢(安心につながる社会保障)**を、**希望出生率 1.8、介護離職ゼロ**という明確な目標に向けて放った。

緊急に実施する対策では、「希望出生率 1.8 の実現」「介護離職ゼロ」という二つの目的達成に直結する政策に重点的に取り組む。

○「ストップ少子化・地方元気戦略」(要約版)(首相官邸)

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/skkaigi/goudou/dai5/sankou1.pdf>

○「介護離職ゼロ」の緊急対策(厚生労働省)

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2016/01/dl/tp0115-1-02-02p.pdf>

文教及び科学技術振興関係予算 (伸び率▲0.0%)

教育環境整備や科学技術基盤の強化を図る。

国際協力 (ODA 予算は伸び率 1.8%、国際協力費は 2.0%増)

(1) 無償資金協力

「質の高いインフラ」の展開強化を図るため 1629 億円 (1.5%増) を計上。

○G7 伊勢志摩サミット「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」(首相官邸)

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keikyou/dai24/siryou2.pdf>

○質の高いインフラ投資の事業例(財務省)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000083884.pdf>

(2) 技術協力(独立行政法人国際協力機構)

平和構築安定化政策、保険等の開発課題に関する支援、日本企業の海外展開のための人材育成など 1492 億円 (1.9%増)

(3) 留学生関係費

285 億円 (1.5%減)

(4) 国際分担金・拠出金等

1217 億円 (6.8%増)

(5) 円借款等

事業規模は 1 兆 525 億円 (6.5%増)

有償資金協力(外務省)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/keитай/enshakan/>

A

→1%未満

(※伸び率は小さいですが、社会保障関係費は 31 兆 9738 億円で一般会計予算の 33.1%を占める巨額予算になっている。一般会計歳出における伸び率 0.4%増、一般歳出における伸び率は 0.8%増、金額のみならず 1.4%増となる。)

社会保障関係費予算の内訳で最も大きいものが**年金給付費**、次が**医療給付費**である。

キーワード

希望出生率 1.8
介護離職ゼロ

A

内訳項目で間違えやすいもの

文教及び科学技術振興関係予算の内訳で最も大きいものが**教育振興助成費**である。(義務教育費国庫負担金でないので注意!)

公共事業関係予算の内訳で最も大きいものが**社会資本総合整備費**である。(道路整備費でないので注意!)

キーワード

質の高いインフラ

A

ODA 予算

ODA (Official Development Assistance 政府開発援助) は、先進国から途上国への経済開発援助。これは、**贈与** (無償資金援助・技術協力) と **有償資金協力** (政府貸付、政府直接借款=**円借款**) があります。平成 27 年の日本の ODA 実績における OECD-DAC 加盟国における順位は、アメリカ、ドイツ、イギリスに次ぐ **第 4 位** (総額、純額ともに) になっている。

防衛関係予算【伸び率 1.5% 増、ただし、SACO 関係費 (28 億円)、米軍再編関係経費 (1766 億円)、政府専用機取得経費 (140 億円) を除くと伸び率は 0.8% 増】

中期防衛力整備計画 (平成 26 年度～平成 30 年度)

平成 25 年 12 月に「平成 26 年度以降に係る防衛計画の大綱」が決定し、重視すべき機能・能力の最適化を図ることとなった。その当初の 5 年である平成 30 年までの整備計画が中期防衛力整備計画である。

<主要事業>

①周辺海空域における安全確保、②島嶼部に対する攻撃への対応、③弾道ミサイルへの対応、④大規模災害への対応、⑤基地対策等の推進、⑥基地対策等の推進、⑦米軍再編等の推進

<自衛隊の能力などに関する主要事業>

<http://www.mod.go.jp/j/publication/wp/wp2015/html/n2233000.html>

中小企業対策予算 (伸び率 1.7% 減)

中小企業、小規模事業者の生産性向上、経営支援の強化、資金繰り対策などへ資金の重点的配分を図る。

「**よろず支援拠点**」の機能強化 <http://www.smrj.go.jp/yorozu/> や「下請かけこみ寺」<https://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/> の必要経費なども計上されている。

農林水産関係予算

平成 25 年 12 月に農林水産業・地域の活力創造本部において決定された「**農林水産業・地域の活力創造プラン**」http://www.maff.go.jp/j/wpaper/w_maff/h25/pdf/z_1_0_1_2_1.pdf を着実に実施し、農林水産業の競争力を推進させる。

エネルギー対策予算 (伸び率 1.6% 減)

エネルギーミックスの実現に向けて、省エネルギー推進や再生可能エネルギーの導入、安定供給に取り組む。

地球温暖化対策予算

2015 年パリで開催された COP21 において、中長期的に地球温暖化を抑制するための法的枠組みに合意した。我が国としても温室効果ガスの削減目標 (2030 年に 2013 年の **26% 減**) の達成に向けた対策を強化する。

キーワード

中期防衛力整備計画

C

キーワード

よろず支援拠点
下請かけこみ寺

C

キーワード

農林水産業・地域の
活力創造プラン

C

公的年金の財政方式

①**積立方式**→各人が稼得期に保険料を拠出、それを積み立てて運用された基金を各人の年金の給付金とするもの。メリットは人口構造に変化が生じても負担と給付に影響を与えない。デメリットはインフレや不確実性に対応できない。

②**賦課方式**→稼得期に保険料を拠出した額を同時期の引退世代の給付に充てる。メリットとデメリットは積み立て方式の逆なる。日本の公的年金制度は発足時は積立方式であったが、現在は賦課方式に近いものであり、**修正積立方式**と呼ばれている。

厚生労働省：<http://www.mhlw.go.jp/nenkinkenshou/finance/finance02.html>

2 国債発行

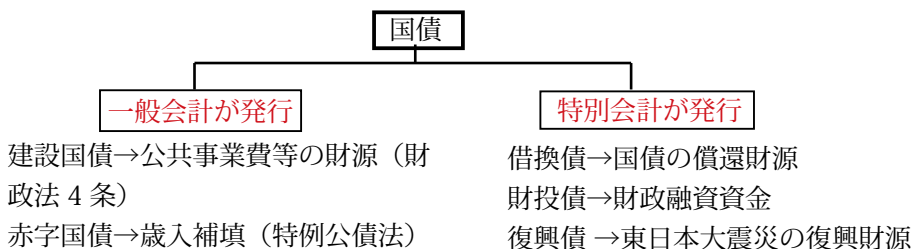
B

国債発行の2つの原則

★**建設国債の原則**

財政法第4条→公共事業費、出資金および貸付金の財源（投資的経費）に充てる場合のみ国債を発行できるとしています。この規程により発行される国債を建設国債（4条公債）という。

→**特例公債（赤字国債）**とは、建設国債の発行をもってしてもなお歳入が不足すると見込まれる場合、公共事業等以外に充てる資金（経常的経費）を調達することを目的として発行される国債。これは、原則として、単年度立法による**法律（特例公債法等）に基づき発行**される。



★**市中消化の原則**

財政法第5条は、国債の日本銀行引受けによる発行を原則として禁じている。ただし、日銀が新規国債以外を買い入れることは問題なく、次のような例外がある。

① **買いオペレーション**

金融政策の一環として、債券市場を通じて民間から国債を購入する買いオペレーション（買いオペ）は、直接、国債を引き受けではないため認められる。

② **借換債の発行と国債の乗換え**

借換債とは、国債の償還財源を調達するために、新たに発行される国債で**国債整理基金特別会計**が発行する。借換債について、特別の事由がある場合には、国会の議決を経た金額の範囲内で日銀による国債の引受けが認められている。

③ **国庫短期証券の発行**

一般会計や特別会計の一部に、資金繰りに不足が生じる場合に発行できる国債です。2009年2月からは政府短期証券（FB）と割引短期国庫債券（TB）について、市場流通における名称を国庫短期証券に統合した。

B

★国債の発行方式

国債の発行方式は、公募入札方式・個人向け販売・公的部門発行方式という3つの種類がある。

1.) 公募入札方式（市中消化）

不特定多数の応募者に対して、あらかじめ応募状況に基づき、発行予定額、償還期限、表面利率などを決定しておき、入札させる価格競争入札方式がとられます。

※国債市場特別参加者制度（プライマリー・ディーラー制度）

現在、限定された金融機関を国債市場特別参加者として指定し、国債発行額の一定割合の落札を認める制度として平成 16(2004) 年 10 月から導入された。これは国債の安定消化を促進させることが目的である。

http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/meeting_of_jgbsp/160713pd.pdf

過去には同様のものとして、国債発行はおもに**シ団引受方式**（シンジケート団＝シ団）がなされてきた。このシ団というのは、市中金融機関および証券会社等からなる国債募集引受団であり、それらの引受けによる発行方式がとられた。しかし、平成 18(2006) 年 3 月末をもってシ団は廃止された。

2.) 個人向け販売

平成 15(2003) 年 3 月より、広く国債の引き受けを促進するため、個人向け販売が開始された。証券会社、銀行等の金融機関や郵便局などの取扱機関での募集。平成 19(2007) 年 10 月より、一般の利付国債（2 年・5 年・10 年）の新型窓口販売方式が導入された。

3.) 公的部門発行方式

日本銀行による借換債の引受け

★国債の償還

1) 定率繰入れ「60 年償還ルール」

国債の償還は、建設国債の見合資産（政府が公共事業などを通じて建設した建築物などの平均的な効用発揮期間が概ね 60 年であることを前提に、この期間内に現金償還を終了するという考え方に基づいている。

http://www.mof.go.jp/jgbs/publication/debt_management_report/2011/saimu2-1-3.pdf

2) 剰余金繰入れ

一般会計の決算上の剰余金の 2 分の 1 以上の繰入れ額が償還財源にされる。

3) 予算繰入れ

予算措置による繰入れのことである。

★日本の公債政策の流れ

- 1965（昭和 40）年：歳入補てん債発行，公債政策の始まり。翌年から毎年、今日にいたるまで例外なく建設国債を発行している。
- 1975 年（昭和 50）以降～15年にわたり特例国債発行
- 1990-93 年（特例公債は発行されず）
⇒ 1990 年度予算、特例公債依存からの脱却
- 1994 年度以降（特例公債大量発行）

公債依存度・・・国債収入の一般会計に占める割合

戦後最高

20年度:30.5%、21年度:37.6%、**22年度:48.0%**、23年度:47.9%、
24年度:47.6%、25年度:46.3%、26年度:43.0%、27年度:38.3%

| | |
|---------------|-----------|
| 平成28年度公債発行予定額 | 34兆4320億円 |
| 平成28年度予算公債依存度 | 35.6% |
| 平成28年度末公債発行残高 | 840兆円程度 |

前年度発行予定額より
2兆4,310億円減
(▲6.6%)

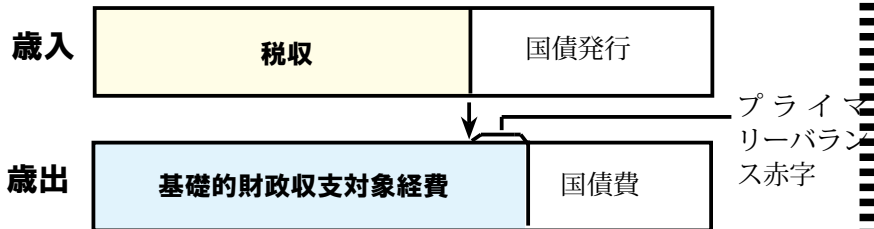
地方を合わせた長期
債務残高は1060兆円
程度（28年度末）

3 プライマリーバランス

プライマリーバランスは、基礎的な財政状態を示す指標の1つとして用いられる。国債発行などの借金を除いた歳入（税収・税外収入）と過去の借金の元利払いを除いた歳出の差を表したものになる。

これは、言い換えれば、自分の稼ぎよりもお金を使っているかどうかを計る物差しである。これが均衡していれば、理屈上は新たな借金はすべて過去の借金返済に使われ、政府の借金残高が雪だるま式に膨らむのを抑えることができるとされており、現在、わが国はこのプライマリーバランスの黒字化を目指している。

プライマリーバランスの計算



B

キーポイント

※平成2年から4年間は特例国債は発行されなかった。

※国債発行額は平成23年度以降、6年度連続して減少している。

※公債依存度は50%を超えたことはなく、また、平成3年には1ケタ台まで低下した。

B

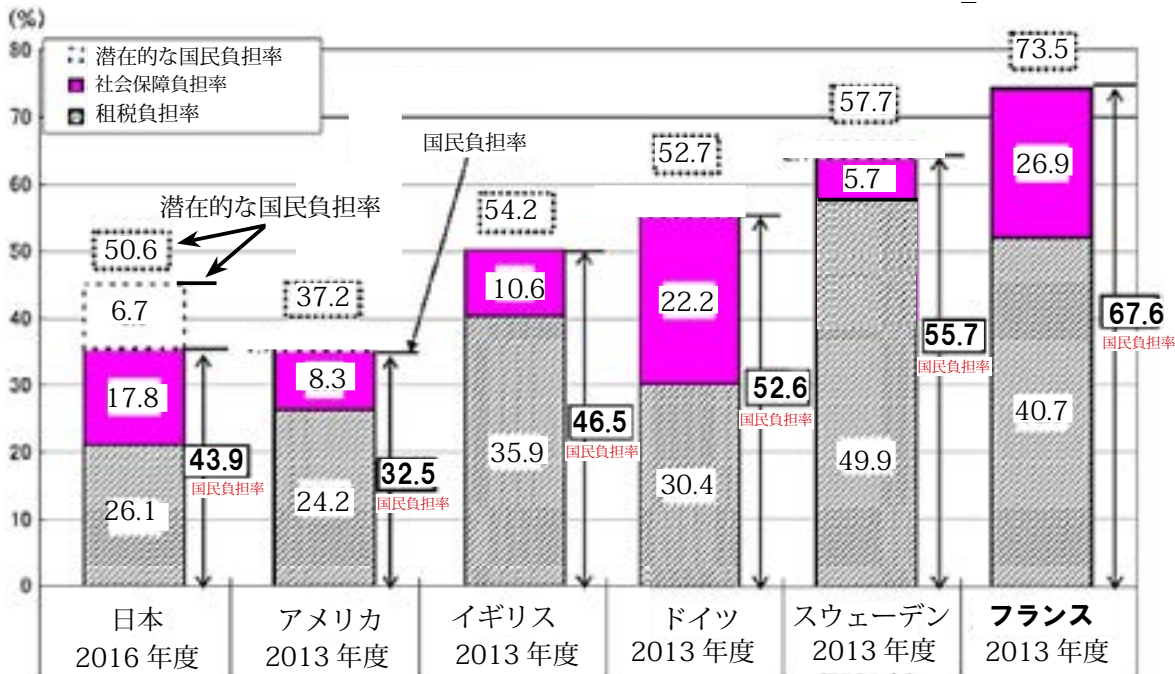
※骨太方針2013にて、日本国政府は2020年に黒字化を目指していると示している。

4 国民負担率

| | |
|-------------|-------|
| 平成28年度国民負担率 | 43.9% |
| (内訳) | |
| 租税負担率 | 26.1% |
| 社会保障負担率 | 17.8% |

国民負担率は、租税や社会保険などの支払いの比率を示しており、国民の経済的な負担の度合いを測る。(27年度は44.4%で前年度よりも下回った)
(数字は小さいので「横ばい」でもOK)

B



国民負担率の各国比較

日本はアメリカ (32.5%) より高い。またヨーロッパ先進国は50%付近の国が多く、特に**フランス**が高くなっている。従来、スウェーデンは非常に高いので試験では判断が容易となっていたが、最近ではフランスが抜いている。(日本は、43.9%であるが、**財政赤字を含めた潜在的国民負担率は50.6%**となる)

OECD加盟33カ国も参考にしたいければ下記の財務省にアクセス (2013年度版)

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/238.htm

5 直間比率

| | 直接税 | 間接税 |
|------|-----|-----|
| 日本 | 71% | 29% |
| アメリカ | 77% | 23% |
| イギリス | 56% | 44% |
| ドイツ | 53% | 47% |
| フランス | 56% | 44% |

直間比率…国税に占める直接税と間接税の比率 (平成25年度)

平成28年度の日本の直間比率 (国税 + 地方税) は、67 : 33

主要先進国の直間についての特徴

日本は直接税が大きくアメリカに次いで2位である。しかし、アメリカのように直接税だけが著しく大きいというわけではなくなった。

また、フランスは付加価値税発祥の地でもあり、間接税の割合が高い国として有名だが、現在はドイツやイギリス (欧州では直接税が高いと言われている国) と差がなく直接税が大きくなっている。

B

POINT CHECK

主に試験では、国当て問題として出題される。

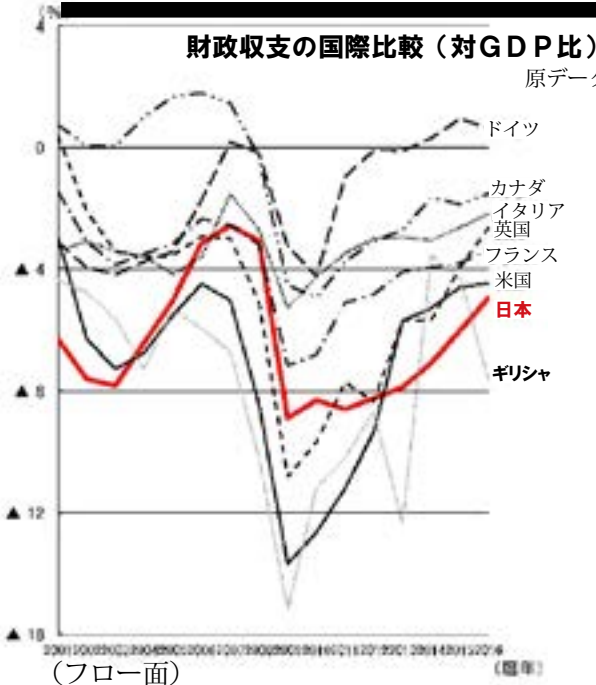
※所得税の累進課税税率については、攻略マクロ P105 参照

6

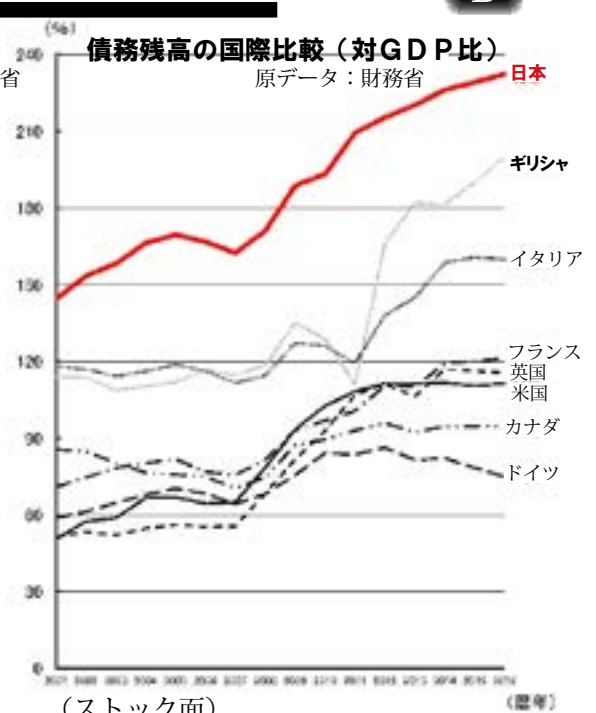
各国の財政事情

※国当て問題として出題されます。

B



- ①バブル崩壊以降赤字続き。
- ② 00～07年まで改善方向へ。
- ③ 12年から改善方向へ。



- ①バブル崩壊以降、急速に悪化。
- ② 99年より、**イタリア**より悪化。

7

財政投融资 (第二の予算)

財政投融资計画

平成 28 年度 財政投融资計画 13兆 4811 億円
前年度 7.8% 大幅減 (改革以降では最小の 20 年度を下回る)

財政投融资とは、NTT 株式配当、財投債の発行を原資として、特殊法人等の財投機関に対して有償資金を供給し、それを財源に統合的に運用し、投資や融資をする活動のことをいう。民間では実施困難な大規模プロジェクトや資金提供などに活用することができる。(平成 28 年度 財政投融资計画：財務省)

https://www.mof.go.jp/public_relations/finance/201603e.pdf

(1)原資

- ・資金運用部資金：郵便貯金、厚生年金・国民年金の積立金などから預託を受けていたが、平成 13 年 3 月をもって廃止された。
- ・**財政融資**：資金は**財投債**を発行して金融市場で調達する。**財投債は国債の一部**とみなされる。(財投債は、その発行によって調達された資金が財政融資資金の貸付けの財源となるとともに、償還が財政融資資金の**貸付回収金によって賄われる**点で、一般会計などの歳出の財源となり、償還が租税などによって賄われる通常の国債とは異なる。)
- ・**産業投資**：NTT 株、JT 株などの配当金などを原資。
- ・**政府保証**：政府関係機関、独立行政法人などが金融市場で発行する債券や借入れを対象に政府が元利払いを保証する。

(2)対象

国が特定の事業に関与する場合、無償資金(予算組み入れ)と有償資金(財政投融资)に性格によって使い分ける。例えば、中小企業支援において、信用力や担保力がなく資金供給が確保できない場合など財政投融资が活用される。

B

STEP 7

どのような税金が望ましいか？

租税のしくみ

学習のポイント

租税に関しては細かい部分も出題されることがある。全体構造を中心に押さえ特に間接税の計算などはグラフを援用して理解を深めること。

1 租税の分類

租税体系（分類の考え方）

①直接税と間接税

○**直接税**：法律上の納税義務者と、最終的に税を負担することを立法者が予定している者（担税者）とが一致する税（所得税、法人税、相続税、贈与税、地価税など）

○**間接税**：法律上の納税義務者と、最終的に税を負担することを立法者が予定している者とが一致しない税（税の価格への転嫁が可能。消費税、酒税、たばこ税など）

* 税の**転嫁**：生産から消費の段階へ税負担が転嫁→**前転**
消費から生産の段階へ税負担が移転→**後転**
生産サイドの生産性向上による負担解消→**消転**

②課税ベース（所得課税、消費課税、資産課税）

○**所得課税**（**所得税、法人税**、道府県民税、事業税、市町村税など）

所得税・・・所得に対する租税：担税力格差是正のため控除措置がなされる（扶養控除、医療費控除など）

法人税・・・利潤に対する課税（比例税）

○**消費課税**（**消費税、酒税、たばこ税、関税**、自動車取得税、軽油取引税など）・・・

負担が逆進的（担税力を考慮しないので、経済力が小さいほど負担が大きい）

○**資産課税**（**相続税、印紙税、贈与税**、固定資産税、都市計画税など）

③普通税と目的税

○**普通税**：一般的な財政支出にあてられる税（所得税、法人税）

○**目的税**：税収入の用途が特定されている税

消費税（国税）→高齢者3経費（基礎年金、老人医療、介護）

都市計画税（地方税）→都市整備を目的

事業所税（地方税）→都市環境整備および改善

④権利主体

○**国税**：（所得税、消費税、法人税、揮発油税）

○**地方税**：都道府県税－住民税、事業税、自動車税、不動産取得税等
市町村税－住民税、固定資産税、都市計画税（目的税）等

B

POINT CHECK

所得税、相続税、贈与税が累進課税であるが、法人税は比例税で一定率の課税がなされる。

2

税金の特色

所得税

所得税率

<https://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/shotoku.htm>

所得税の税率は、5% から 45% の 7 段階。

| 課税される所得金額 | 税率 | 控除額 |
|------------------------|-----|-------------|
| 195 万円以下 | 5% | 0 円 |
| 195 万円を超え 330 万円以下 | 10% | 97,500 円 |
| 330 万円を超え 695 万円以下 | 20% | 427,500 円 |
| 695 万円を超え 900 万円以下 | 23% | 636,000 円 |
| 900 万円を超え 1,800 万円以下 | 33% | 1,536,000 円 |
| 1,800 万円を超え 4,000 万円以下 | 40% | 2,796,000 円 |
| 4,000 万円超 | 45% | 4,796,000 円 |

累進課税

所得税は単純累進課税方式ではなく、超過累進課税方式を採用している。この両者は次のような計算が異なる。

たとえば、所得が 300 万円で、所得税率が次のようになっている場合、

0 ~ 200 万 ⇒ 5%

200 万以上 ⇒ 10%

①単純累進課税方式の場合

所得の「全体」に対して、10%で課税する。
つまり納税額は $300 \text{ 万} \times 0.1 = 30 \text{ 万円}$ となる。

②超過累進課税方式の場合

所得のうち 200 万を超えた分に対してのみ 10% という税率で課税する。

200 万を超えた分というのは $300 \text{ 万} - 200 \text{ 万} = 100 \text{ 万円}$ 。

つまり所得 300 万のうち、200 万円までに対しては、5% のままで課税し、それを超えた 100 万円分に対してのみ、10% で課税する。

よって納税額は $(200 \text{ 万} \times 0.05) + (100 \text{ 万} \times 0.1) = 20 \text{ 万円}$

源泉分離課税制度

総合課税制度とは、各種の所得金額を合計して所得税額出し、そこから所得控除の合計額を控除し、その残額に税率を乗じて税額を計算する（申告をする）。しかし、利子所得、配当所得、給与所得については、源泉分離課税制度を採用し、他の所得と全く分離して、**所得を支払う者がその所得の支払の際に一定の税率で所得税を源泉徴収し、申告を待たずにそれだけで所得税の納税が完結するというものです。**

※所得控除

所得額から所得控除の合計額を控除し、その残額に税率を乗じて税額を計算する。

これは、所得税額を計算するときに各納税者の個人的事情を加味しようとするためである。医療費控除、社会保険料控除、勤労学生控除、配偶者控除、扶養控除、基礎控除などがあり、このうち基礎控除の額は 38 万円である。

法人税

法人税は所得課税の国税で、課税所得に対して 23.9% の単一課税（所得比例税）となる。中小法人については、「所得金額のうち年 800 万円以下の金額」に関しては軽減税率が適用される。

3 シャープ勧告

コロンビア大学の財政学者 C. S. シャープを団長とする税制調査団が 1949 年来日して、1949 年 8 月と 1950 年 9 月に連合軍最高司令官マッカーサーに提出した第 1 次および第 2 次の報告書のことである。敗戦後の日本の税制の根本的な改正と建直しを勧告した。

この時期にシャープ調査団が来日したのは、戦後の混乱や経済活動の収縮で徴税体制が弱体化し、税収が低下していたうえに、1949 年からいわゆる **ドッジ・ライン** が採用されて、その主要課題の一つが徴税強化だったにもかかわらず、ドッジ自身はこの件をほとんどすべてシャープらに任せることにしていたからである。勧告はすべての租税を論理整合的に体系化し、恒久的な税制を日本に定着させることを目的としている。そのために負担の公平と資本価値の保全を中心に据え、時々の経済政策のために税制を利用することのないようにするという方針で、全体を次のように構成する。

まず第 1 に、間接税をなるべく整理して直接税、とりわけ **所得税中心の税制** とし、税務行政もそれを支えるように改善する。これは何よりも能力原則に基づく負担の公平を重視し、納税者の納税意識を高め、協力をかけ得ることを目的としていた。

4 付加価値税（消費税）

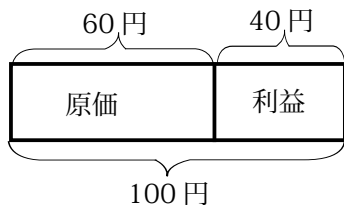
付加価値税

国民経済計算において・・・最終生産物の価値＝付加価値の合計

付加価値税：生産過程の各段階で課される税（間接税）・・・各生産段階での企業の売り上げと他企業から購入した額（仕入れ額）との差つまり付加価値に課される。

E C 型付加価値税（消費型付加価値税）・・・1960 年代、デンマーク、フランス、西ドイツなどで始まり、その後、欧州共通の間接税となる

* 日本の消費税は、消費型付加価値税と呼ばれる（製造、卸、小売の各段階の各事業者が直接的な納税義務者であり、その納税額は付加価値に応じた額となる。）



消費税は付加価値部分の 40 円に対して課税されるので $40 \times 8\% = 3.2$ 円となるが、消費者に各段階での税額が **転嫁** されるので $100 \text{円} \times 8\% = 8$ 円になってしまっている。

消費税は、商品の販売、サービスの提供及び輸入される貨物の引取りに対してかかる税金である。また、地方消費税は、地方分権の推進、地域福祉の充実などのため地方税源の充実を図る目的のものである。

消費税(国税)率 6.3%(現行)

地方消費税 消費税額の 17/63

消費税と地方消費税を合わせた税率は 8% となる。

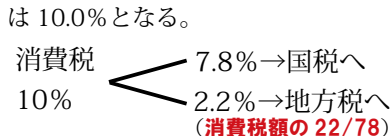


平成 31 年 10 月 1 日より、

消費税(国税)率 7.8%

地方消費税 消費税額の 22/78

消費税と地方消費税を合わせた税率は 10.0% となる。



合格者アドバイス

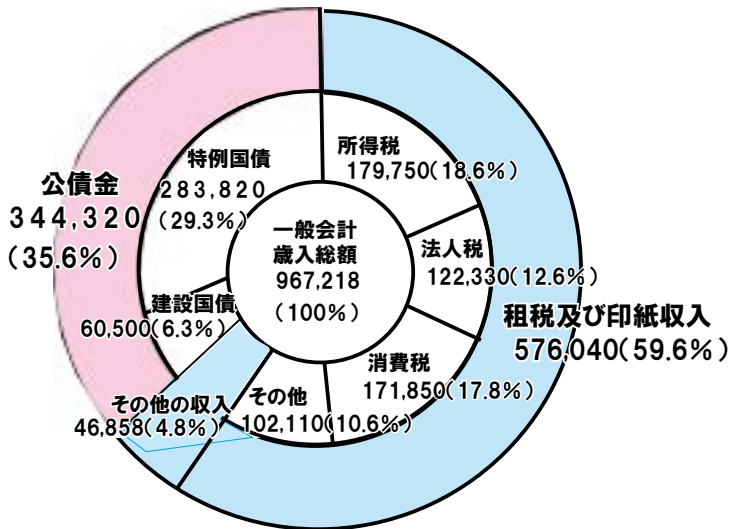
消費税率は誤りやすいので注意

(さらに、国税に入った消費税のうち、22.3% は地方交付税交付金として地方に配分される)

5 一般会計 歳入総額

平成 28 年度一般会計 歳出総額

歳入のうち税収は約 58 兆円であり、一般会計予算における歳入のうち、税収でまかなわれているのは約 6 割弱であり、4 割弱は将来世代の負担となる借金（公債金収入）に依存している。



A

6 直接税と間接税

直接税とは、納税義務者と納税負担者が同一の課税方式であり、所得税、法人税、相続税などがあげられる。また、**間接税**とは、納税義務者と納税負担者が異なる場合である。消費税、酒税などがあげられる。

長所と短所

税負担能力が高いほど、重い税を負担するべき。

| | 直接税 | 間接税 |
|--------------|----------------|----------------------|
| 垂直的公平 | ○ 高所得者に重い課税 | × 税負担が逆進的 |
| 水平的公平 | × 「クロヨン問題」 | ○ 同じ消費の大きさは 同じ税負担 |

等しい負担能力であれば、等しい税を負担するべき。

その他、所得税などの直接税に関する短所

- (1) 税負担が働き盛りの層に偏る（世代間の公平に欠ける）。
- (2) 勤労意欲を損なう。
- (3) 景気に左右されやすい。

A

クロヨン問題

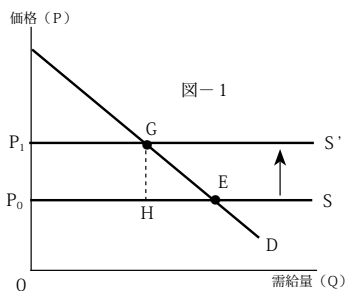
現行の所得税制度では、税務当局に捕捉率に差が生じている。サラリーマンなどの給与所得者は 9 割、自営業者は 6 割、農業などは 4 割くらいしか把握できないため、水平的公平を損なっている。

7 ラムゼイの逆弾力性ルール

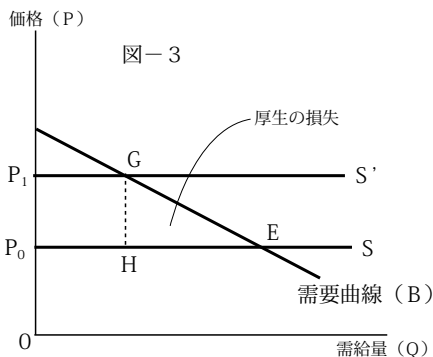
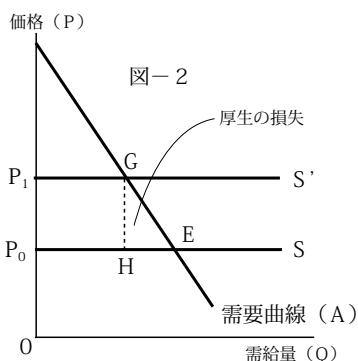
個別の財に対して間接税を課す場合、資源配分上の効率性を配慮し、最も望ましい課税形態とは厚生を損失を小さくするような課税形態であり、競争市場を前提に以下で説明する。

図-1では、消費者は右下がりの需要曲線(D)に従い、生産者は価格 P_0 のもといくらでも供給可能になるような横軸に水平な供給曲線(S)を仮定する。

まず、初期の均衡点をE点とし、間接税として、税額または税率が変化すると供給曲線が S' へシフトする。その結果、税収は四角形 P_1P_0HG 、価格は P_0 から P_1 へ上昇し、需給量の減少から、厚生を損失として三角形 GHE を発生させる。



次に、一定の税収(四角形 P_1P_0HG)を確保することを条件に、2つの異なる価格弾力性の需要曲線(A-非弾力的)と(B-弾力的)における課税を行い、厚生を損失の大きさを比較すると、図-2の需要の価格弾力性が小さい(非弾力的)の方が厚生を損失が小さくなるという結果になる。

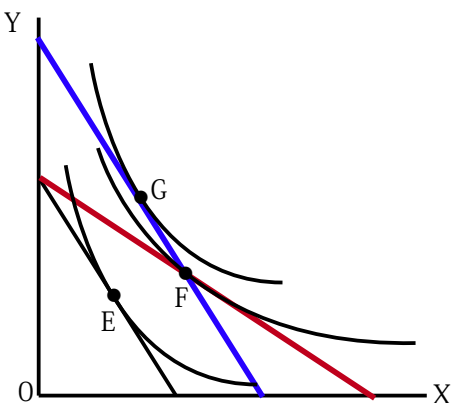


したがって、最も望ましい課税形態では、弾力性の小さい(非弾力的)な財は高い税率を課しても、厚生を損失は小さいために資源配分上の問題は防ぐことができ、弾力性の大きい(弾力的)な財は厚生を損失を発生させやすいため、低い税率によって資源配分上の問題を拡大させないことになる。

これは、ラムゼイ・ルールとよばれ、各消費財の税率が価格弾力性に逆比例するように課すように決定することを主張している。ここで、弾力性の小さい(非弾力的)財というのは、生活必需品のような財であり、高い税率が要求される。それに対して、価格弾力性の大きい財とは、ぜいたく品で低い税率となる。

つまり、ラムゼイ・ルールは資源配分上の効率性を指す上で有効だが、所得の低い層が中心の需要層である生活必需品に高い税率、所得の高い層が中心の需要層であるぜいたく品には低い税率を課すということは公平性の観点からは問題点が指摘されている。

8 一般補助金と特定補助金



補助金は政府が金銭を支給するものであるが、一般補助金と特定補助金に分類される。

特定補助金は、ある財に対する補助金である価格の下落と同じ効果が働く(E点→F点)、一方、一般補助金は所得が増大したことと同じ効果が働くことと同じ効果が働く(E点→G点)。

このことから、G点の方が効用が高く一般補助金の方が有用な補助金となることがわかる

B

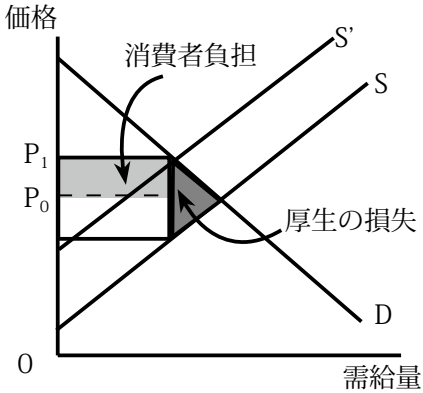
POINT CHECK

ラムゼイ・ルール

各財の税率は、価格弾力性に逆比例するように決定されるべきである。

B

9 租税の転嫁におけるその他の論点



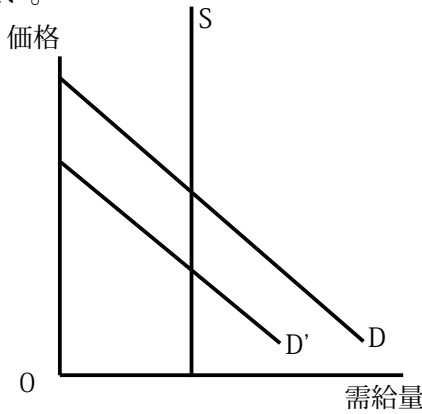
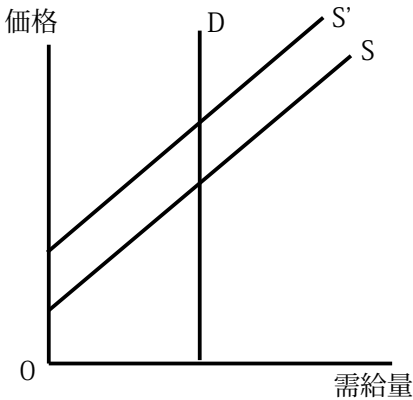
最初の課税負担が他の経済主体へ移転されていくことを転嫁といい、最終的な負担者への分配を帰着という。

例えば、右図において生産者が支払うべき間接税が課税前より課税後の方が価格が引き上がった分だけ消費者へ転嫁されていることがわかる。

これを「消費者転嫁」、「消費者負担」と表現される。

B

資源配分上の論点を鑑みれば、需要曲線または供給曲線が垂直（**弾力性ゼロ**）の場合、厚生損失は発生しない。



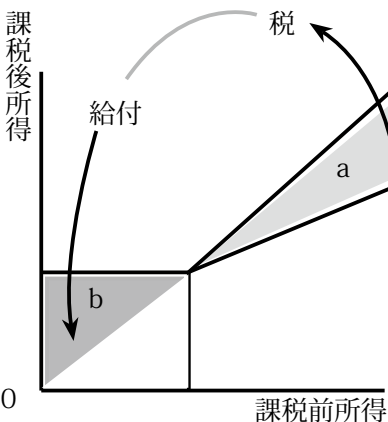
10 負の所得税

負の所得税は、公的扶助に関するテーマであるが、所得税の制度と密接に関係を持っている。これは、現行の制度が働かなくても公的扶助（生活保護）が受けられ勤労意欲を阻害するという欠点を補うものとしてフリードマンらによって提唱された。

B

現行の制度（最低所得保障）

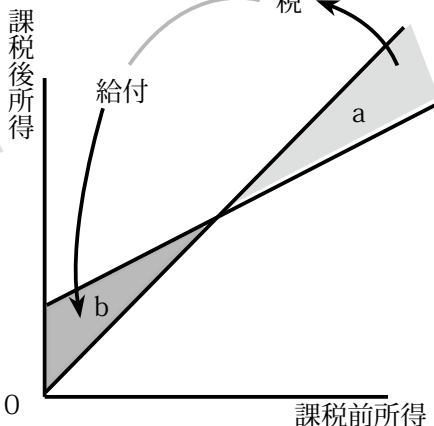
働かなくても一定額もらえる。



a: 税として徴収した部分
b: 給付として支払う部分

負の所得税

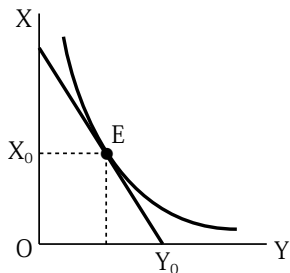
給付を含めると働いた方が所得は増大する。



a: 税として徴収した部分
b: 給付として支払う部分

例題

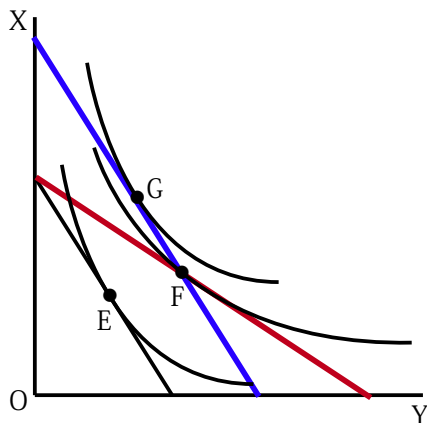
2種類（X財、Y財）の公共サービスを提供している地方公共団体があり、予算制約線と無差別曲線が次の図のように示されています。このとき、特定補助金と一般補助金が導入された場合の効果について、A～Cにあてはまる語句の組み合わせで妥当なものを選んでください。



Y財に対して2分の1の定率補助金が付いた場合、Y財の購入量は増加し、X財の購入量は通常は増加します。そこで、この定率補助金と同一金額の一般補助金を実施した場合、特定補助金の場合と比較して、X財の購入量は□A□し、Y財の購入量は□B□します。一般補助金と特定補助金の効果を比較すると特定補助金での満足度（効用）の方が□C□。

- | | A | B | C |
|---|----|----|-----|
| 1 | 減少 | 増加 | 小さい |
| 2 | 減少 | 増加 | 大きい |
| 3 | 増加 | 増加 | 大きい |
| 4 | 増加 | 減少 | 大きい |
| 5 | 増加 | 減少 | 小さい |

（地方上級 改題）



補助金は政府が金銭を支給するものであり、一般補助金と特定補助金に分類される。

特定補助金は、ある財に対する補助金である価格の下落と同じ効果が働く（E点→F点）、一方、一般補助金は所得が増大したことと同じ効果が働くことと同じ効果が働く（E点→G点）。

このことから、G点の方が効用が高く一般補助金の方が有用な補助金となることになる

特定補助金によって実現した最適消費点Fと一般補助金によって実現したG点とを比較して、条件にあてはまるのは5になります。

正解は5。

例題

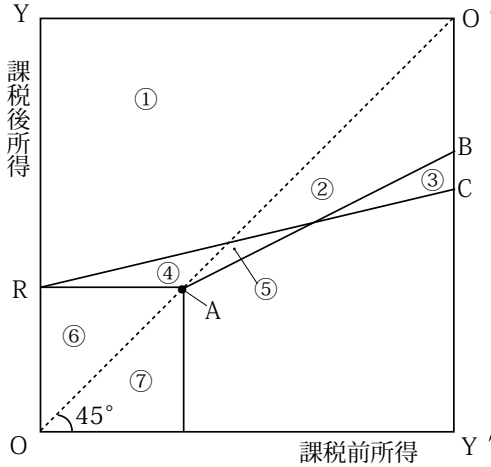
下図は以下の2つの制度を示すものです。

(ア) 一定の所得 (OR) を公的扶助によって保障し、それを超える所得からは所得税を徴収する制度。これは、折れ線 RAB で示します。

(イ) 負の所得税制度。これは直線、RC で示されています。

(なお、人口については、OY' 上で均一に分布しているものとします)

このとき、(ア)、(イ) のそれぞれの制度における (I) 給付総額と (II) 税収総額を明らかにしてください。



| | (ア) | | (イ) | |
|---|------|-------|-------|-------|
| | 給付総額 | 税収総額 | 給付総額 | 税収総額 |
| 1 | ⑥ | ②+⑤ | ④+⑥ | ②+③ |
| 2 | ⑥ | ④+⑤ | ④+⑤+⑥ | ②+③ |
| 3 | ④+⑥ | ②+③ | ⑥+⑦ | ②+⑤ |
| 4 | ④+⑥ | ②+④+⑤ | ④+⑥ | ①+②+③ |

(国家 I 種 改題)

正解は 1

(ア)
 (I) 給付総額：⑥
 最低保障所得を OR と、当初の所得と A 点に対応する所得との差額が給付される。

(II) 税収総額：②+⑤
 当初の所得が A 点に対応する所得水準を超えると線分 AB と 45 度線の差額が所得税として徴収される。

(イ) 直線 RC を **貧困線** と呼ぶ。

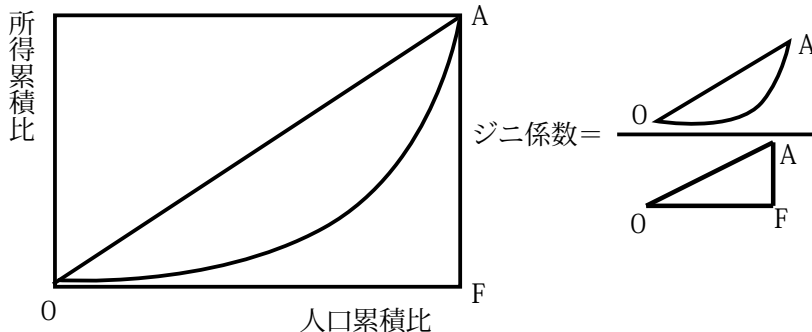
(I) 給付総額：④+⑥
 可処分所得線 RC と 45 度線の交点に対応する所得水準が課税最低額を示し、左側では **負の所得税** が給付される。

(II) 税収総額：②+③
 課税最低額を示す所得水準より、右側では正の所得税が徴収される。

11 ローレンツ曲線

ローレンツ曲線は、所得分配がどのくらい公平であるかを考察するためのツールである。完全に平等ならば対角線に一致し、対角線から離れるほど不平等になる。この離れる度合いをジニ係数が用いられる。

ジニ係数は完全に平等の場合がゼロ、完全に不平等の場合は1になる。



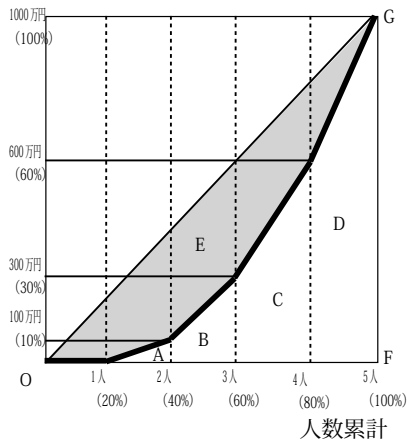
例題

ある経済は5つの家計で構成されています。5つの家計の所得はそれぞれ0円、100万円、200万円、300万円、400万円です。この経済のジニ係数はいくらになりますか。

1. $\frac{1}{5}$ 2. $\frac{2}{5}$ 3. $\frac{3}{5}$ 4. $\frac{4}{5}$ 5. 1

(国家Ⅱ種 改題)

所得累計



まず、簡単なグラフを用意し1%を「1」としてA～Dの面積を求めます。

- A : $10 \times 20 \div 2 = 100$
 - B : $(10 + 30) \times 20 \div 2 = 400$
 - C : $(30 + 60) \times 20 \div 2 = 900$
 - D : $(60 + 100) \times 20 \div 2 = 1600$
- Eの面積 = 三角形OFG - (A + B + C + D)
 $= (100 \times 100 \div 2) - (100 + 400 + 900 + 1600) = 2000$

$$\begin{aligned} \text{ジニ係数} &= \frac{\text{Eの面積}}{\text{三角形OFG}} \\ &= \frac{2000}{5000} = \frac{2}{5} \end{aligned}$$

したがって、2が正解です。

B

1人の支配者が全所得を受け取ると分母と分子が同じ面積になるためにジニ係数は1になる。

B～Dの台形の面積は、(上辺+下辺) × 高さ ÷ 2で行っています。

12

課税理論

B

(1)サイモンズの包括的所得税論

課税ベースを考えると、その人の短期間な経済力を測る指標は、貯蓄を含む所得のほうが消費よりも適切であり、それが課税の公平性の観点から望ましいとします。さらにこの所得とはできる限り包括的にとらえる（賃金、地代、利潤、利子、キャピタルゲインも含む）というものが包括的所得税論である。

このように所得を定義することで、課税ベースが広いことから高い税収を期待できるのです。

(2)支出税

カルドアらは、課税の公平さを保つのは、所得はなく消費を対象とするべきだと考えた。支出額というのは所得から貯蓄を除いたものであって、この課税ベースに累進課税を実施する直接税である。

支出税は、ライフサイクルの観点から水平的公平を確保でき、累進性を採用することによって垂直的公平性も維持できる。

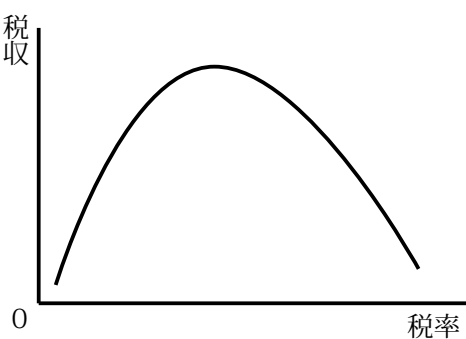
しかし、支出税の実施はインド、スリランカでの失敗したように実行可能性の点から難しい。

(3)ラッファー・カーブ

サブライサイド経済学者、ラッファーによって提唱される。横軸に税率、縦軸に税収をとって図に示すと以下のようなになる。

政府が税収を確保するために、税率を上げることは望ましいが、ある水準を超えると、勤労意欲が阻害され、所得の減少は税収の減少も誘発させるというもの。

つまり、最大の税収を確保するためには、最適な税率に移行するべきであり、**減税**の正当性を裏付けた。



(4)ラムゼイの最適課税論

政府が間接税を採用し、それによって一定の税収を期待する場合、最も合理的な課税体系を模索する必要があり、それは**資源配分上の歪み(厚生損失・死荷重・超過負担)を最小にする**ことである。そのために、各財に適切な税率を課すべきであるというもの。

STEP 8

これからは地方の時代？

地方財政計画

学習のポイント

地方財政計画における歳入部分や地方交付税交付金が論点になる。
地方上級を目指す方は特に力を入れる分野である。

1 地方財政計画

http://www.soumu.go.jp/main_content/000399799.pdf

| 区分 | | |
|--------------|----------------------|----------------|
| 地方財政計画 歳入 | 1. 地方税 | 387,022 |
| | 2. 地方譲与税 | 24,322 |
| | 3. 地方特例交付金 | 1,233 |
| | 4. 地方交付税 (一般財源) | 167,003 |
| | 5. 地方債 うち、臨時財政対策債 | 616,792 |
| | 6. 国庫支出金 | 88,607 |
| | 7. その他 | 37,880 |
| | 計 | 857,593 |
| 歳出 | 1. 一般行政経費 | 357,931 |
| | 2. 給与関係費 | 203,274 |
| | 3. 公債費 | 128,051 |
| | 4. 投資的経費 | 112,046 |
| | 5. その他 | 156,291 |
| | 計 | 857,593 |

平成 28 年度地方財政計画

キーポイント

※地方財政計画は国の一般会計より規模が小さい。

※地方財政計画では地方税が歳入の4割を占める。

※地方財政計画では地方債が歳入の1割を占める。

※地方の長期債務残高(約200兆円)は国の長期債務残高(約800兆円)の4分の1である。

<https://goo.gl/3QiY41>

暗記数値

地方財政計画

85兆7593億円
前年度0.6%増

B

POINT CHECK

歳入の構成順はよく出題される。

- 1位 地方税
- 2位 地方交付税
- 3位 国庫支出金
- 4位 地方債
- 5位 地方譲与税

POINT CHECK

歳出の構成順

- 1位 一般行政経費
- 2位 給与関係経費
- 3位 公債費
- 4位 投資的経費

地方財政は約1,800の地方公共団体から構成されている。予算規模は国の一般会計を上回る規模である。

1 地方財政のしくみ

(1) 地方公共団体の予算制度

各地方公共団体ごとに一般会計と特別会計の範囲が異なっているため、地方財政の統一的な把握のために普通会計と公営事業会計という統一基準が設定されている

(2) 普通会計と公営事業会計

普通会計：一般会計＋公営事業を除く特別会計(国の一般会計に対応)

公営事業会計：地方公共団体の企業活動(公営企業)の収支

⇒独立採算制を基本原則として公共の福祉を本来の目的として活動する企業(上下水道、電気、ガスなど)

※リーマンショック後の危機的対応措置として7年間継続した**別枠加算は廃止**したが、まち・ひと・しごと創生事業費は継続して1.0兆円計上している。

2 国家財政と地方財政の関係

(1) **国の役割**・・・国は、地方公共団体の間における地域格差（財源調達能力）を調整⇒財源の配分

(2) **地方交付税**・・・国の一般会計から、各地方公共団体の財源不足等に対応して、国から交付税及び譲与税配布金特別会計を通じて地方に交付される用途制限のない一般財源。

①**機能**・・・地方公共団体の財政力格差の調整、均等化して地方財源を保障

②**地方交付税の原資(財源)・・・所得税・法人税・酒税・消費税・たばこ税**

* 平成 26 年、27 年にたばこ税が交付金財源から外された。

** 地方交付税の総額は、**所得税・法人税の 33.1%(平成 27 年度から)、酒税の 50%(平成 27 年度から)、消費税の 22.3%(平成 26 年度から)、地方法人税の全額(平成 26 年度から)**とされる(地方交付税法第 6 条)。地方交付税交付金の配分には恣意性はなく、各地方公共団体の**財政力指数**に応じて交付される。

暗記法→ 所得の良い酒井法子が飯を食べた。

所得税 酒税 法人税 消費税

(3) **地方譲与税**

それぞれの法律の目的と経緯に基づき、経済合理的であるがゆえに国税として徴税した五種類の租税を、道路の延長・面積などの客観的基準によって地方公共団体に譲与するもので、用途制限のない一般財源である。

(4) **国庫支出金**

国が用途を指定して、地方公共団体に交付する補助金、負担金、補給金などのこと

<事業の対象> 公共事業、社会保障、教育など幅広い分野に及ぶが、普通建設事業への支出が最も多い。

3 地方政府の財源

国税・地方税の税目・内訳

http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/001.htm

(1) **一般財源と特定財源**

一般財源：用途が特定されず、どんな経費にも使用できる財源で、地方税、地方交付税、地方譲与税などからなる。 * 地方税収も国税収入と同様に直接税中心である。

特定財源：用途が特定されている財源で、国庫支出金、地方債がある。

(2) **自主財源と依存財源**

自主財源：地方公共団体が自主的に徴収できる財源 ⇒地方税、使用料、手数料

依存財源：国の中央政府の意思決定によって決まる財源 ⇒地方交付税、国庫支出金、地方譲与税

(3) **地方税の税目(普通税と目的税)**

普通税・・・一般的な財政支出にあてられる税で、都道府県民税、市町村民税（両者を合わせて住民税という）、事業税、不動産取得税、自動車税、固定資産税など（地方税のうちの約 9 割）

目的税・・・税収入の用途が特定されている税
入湯税、都市計画税、国民健康保険税など

A

合格者アドバイス

地方交付税はよく出題される。キーワードは、「歳入の 2 割」、「東京都はもらっていない。」等。

地方交付税：都道府県で不交付団体は東京都のみ。市町村では 54 の自治体が交付を受けていない。具体的には、三鷹市、立川市、鎌倉市、藤沢市といった首都圏の自治体が多い。また刈谷市、豊田市などトヨタ関連の工場が多く、固定資産税の収入が多いことが要因となっている。このほか、青森県の六ヶ所村や茨城県の東海村など、原子力施設が多数建設されている自治体でも、不交付団体が目立つ。

合格者アドバイス

「一般」と「特定」「普通」と「目的」という言葉は間違えやすい。

※地方税の占める割合は、市町村税のほうが道府県税よりも大きい。

(4)地方債の発行

地方財政法第5条によって、「地方公共団体の歳出は、原則として地方債以外の歳入をもって、その財源としなければならない」と定められているが、続く但し書きにおいて、以下の財源としての発行が認められている。

- ①交通事業・ガス・水道事業など公営企業の経費
- ②出資金・貸付金
- ③地方債借り換え
- ④災害応急事業費・災害復旧事業費・災害救助事業費
- ⑤公共施設または公用施設の建設事業費

起債（地方債の発行）にあたっては、平成17年までは、都道府県が地方債を発行する場合は総務大臣の許可、市町村が発行する場合は都道府県知事の許可が必要であった。しかし、地方の自主性を強化するために、平成18年から都道府県と政令指定都市は国（総務大臣）と市町村と特別区は都道府県（知事）との事前協議制度へ移行した。つまり、協議制度のものとは、国や都道府県の許可がない場合でも発行が可能になる。ただし、一定以上を超えるような財政難の公共団体が発行する場合には総務大臣等の許可を受けなければならない。

さらに、平成24年度には、地域の自主性を高めるために、財政状況に一定の基準を満たす地方公共団体については、原則として、起債（地方債の発行）にあたって協議を不要とし、事前に届け出ることによって起債ができる事前届出制が導入されている。

B

合格者アドバイス

許可→事前協議制度→事前届出制へ移行している。

